

監 査 報 告 書

令 和 元 年 12 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第12号
令和元年12月2日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

北 浜 みどり 印

石 井 健一郎 印

藤 川 泰 延 印

四 海 達 也 印

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年6月11日から11月18日までの間に実施した
本庁、地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を別添のとおり提出します。

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1 監 査 の 実 施 | 1 |
| 1 監 査 の 実 施 方 針 | 3 |
| 2 監 査 の 対 象 | 3 |
| 第2 監 査 の 結 果 | 7 |
| 1 総 括 | 9 |
| 2 指 摘 の 状 況 | 9 |
| 3 主 な 指 摘 事 項 | 12 |
| 4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項 | 14 |
| 第3 指 摘 項 目 の 内 容 | 17 |
| 1 本 庁 | 19 |
| 2 地 方 機 関 等 | 30 |
| 3 財 政 的 援 助 団 体 等 | 42 |

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

(1) 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

(2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 定期監査

監査の対象とした本庁の部局及び49地方機関等の名称並びに監査の実施日は、次表のとおりである。

| 実施機関名 | 監査実施日 |
|---------------|--------------------|
| 企画県民部 | 令和元年9月9～10日 |
| 健康福祉部 | 令和元年8月23日、28日 |
| 産業労働部 | 令和元年8月20日、27日 |
| 農政環境部 | 令和元年8月22日、9月2日 |
| 県土整備部 | 令和元年8月19日、30日、9月3日 |
| 出納局 | 令和元年8月19日 |
| 企業庁 | 令和元年8月16日 |
| 病院局 | 令和元年8月16日 |
| 議会事務局 | 令和元年9月9日 |
| 監査委員事務局 | 令和元年8月22日 |
| 人事委員会事務局 | 令和元年9月3日 |
| 労働委員会事務局 | 令和元年8月27日 |
| 教育委員会事務局 | 令和元年9月6日 |
| 警察本部 | 令和元年8月28日 |
| 企画県民部 兵庫陶芸美術館 | 令和元年6月28日 |
| 県立男女共同参画センター | 令和元年7月12日 |
| 神戸県民センター | 令和元年7月10～11日 |
| 阪神南県民センター | 令和元年7月22～23日 |
| 阪神北県民局 | 令和元年8月6～7日 |
| 丹波県民局 | 令和元年11月6、12日 |

| 実施機関名 | 監査実施日 |
|------------------------|------------|
| 自治研修所 | 令和元年6月11日 |
| 消費生活総合センター | 令和元年6月11日 |
| 健康福祉部 西宮こども家庭センター | 令和元年7月24日 |
| 川西こども家庭センター | 令和元年8月6日 |
| 女性家庭センター | 令和元年7月12日 |
| 県立総合衛生学院 | 令和元年7月12日 |
| 動物愛護センター | 令和元年7月24日 |
| 精神保健福祉センター | 令和元年6月26日 |
| 産業労働部 県立工業技術センター | 令和元年7月11日 |
| 県立神戸高等技術専門学院 | 令和元年6月11日 |
| 県立障害者高等技術専門学院 | 令和元年7月12日 |
| 兵庫障害者職業能力開発校 | 令和元年6月26日 |
| 旅券事務所 | 令和元年7月12日 |
| 農政環境部 森林動物研究センター | 令和元年6月27日 |
| 企業庁 猪名川広域水道事務所 | 令和元年8月5日 |
| 東播磨利水事務所 | 令和元年8月5日 |
| 姫路利水事務所 | 令和元年8月2日 |
| 北播磨・臨海建設事務所 | 令和元年8月5日 |
| 播磨科学公園都市まちづくり事務所 | 令和元年8月2日 |
| 病院局 県立尼崎総合医療センター | 令和元年7月23日 |
| 県立西宮病院 | 令和元年7月22日 |
| 県立加古川医療センター | 令和元年7月26日 |
| 県立丹波医療センター | 令和元年8月6日 |
| 県立淡路医療センター | 令和元年8月5日 |
| 県立ひょうごこころの医療センター | 令和元年7月11日 |
| 県立こども病院 | 令和元年7月10日 |
| 県立がんセンター | 令和元年8月5日 |
| 県立姫路循環器病センター | 令和元年7月5日 |
| 県立粒子線医療センター | 令和元年7月5日 |
| 県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター | 令和元年7月26日 |
| 教育委員会 阪神教育事務所 | 令和元年7月24日 |
| 丹波教育事務所 | 令和元年11月12日 |
| 県立美術館 | 令和元年7月12日 |

| 実施機関名 | 監査実施日 |
|-------------|-----------|
| 県立人と自然の博物館 | 令和元年8月8日 |
| 柏原高等学校 | 令和元年6月27日 |
| 氷上西高等学校 | 令和元年6月27日 |
| 氷上高等学校 | 令和元年6月28日 |
| 篠山鳳鳴高等学校 | 令和元年6月28日 |
| 篠山産業高等学校 | 令和元年6月28日 |
| 篠山東雲高等学校 | 令和元年6月28日 |
| 氷上特別支援学校 | 令和元年6月28日 |
| 公安委員会 篠山警察署 | 令和元年6月28日 |
| 丹波警察署 | 令和元年6月28日 |

なお、議員のうちから選任された監査委員 北浜みどり及び石井健一郎は、議会事務局に係る政務活動費の監査について執行辞退を申し出、監査を実施していない。

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象とした11団体の名称、財政的援助等の区分及び監査の実施日は次表のとおりである。

| 実施団体名 | 財政的援助等の区分 | 監査実施日 |
|-------------------------|--------------------------|------------|
| 公立大学法人 兵庫県立大学 | 出資、補助金、交付金、負担金 | 令和元年11月5日 |
| 公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 | 補助金、交付金、公の施設の管理 | 令和元年11月14日 |
| 公益財団法人 兵庫県青少年本部 | 出えん、補助金、公の施設の管理 | 令和元年11月15日 |
| 公益財団法人 兵庫県生きがい創造協会 | 出えん、補助金、公の施設の管理 | 令和元年11月15日 |
| 公益財団法人 兵庫県芸術文化協会 | 補助金、公の施設の管理 | 令和元年11月12日 |
| 公益財団法人 ひょうご産業活性化センター | 出えん、補助金、交付金、貸付金、損失補償 | 令和元年11月14日 |
| 公益社団法人 ひょうご観光本部 | 補助金、負担金 | 令和元年11月5日 |
| 公益社団法人 兵庫みどり公社 | 補助金、交付金、貸付金、損失補償、公の施設の管理 | 令和元年11月5日 |
| 兵庫県土地開発公社 | 出資、貸付金、債務保証 | 令和元年11月5日 |
| 兵庫県道路公社 | 出資、債務保証 | 令和元年11月18日 |
| 兵庫県住宅供給公社 | 出資、補助金、負担金、損失補償、公の施設の管理 | 令和元年11月18日 |

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が37機関・3団体において122項目あった。内容面では収入事務が36項目、予算執行等が19項目で、両者で全指摘項目の約半数を占めている。

収入事務については、担当部局の徴収努力により県税及び県税に付随する税外収入（以下「県税等」という。）をはじめとする収入未済額が減少しているものの、依然として多額であることから、収入の促進に引き続き努められたい。

このほか、予算執行上のルールに反した事務処理をはじめ、基本的な確認が不十分なこと等に起因する経理事務の誤りも多く発生していることから、各機関において誤り等が生じた原因を明らかにするとともに情報共有を進め、実効性あるチェック体制を確立すること等により、再発防止に努められたい。

これらを踏まえて、事務執行を適正・適切に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

(1) 定期監査

本庁及び地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

| 機 関 名 | 預 算 執 行 | 収 入 | 出 欠 | 財 産 管 理 | 工 事 務 | 契 約 務 | 経 営 成 績 | 経 理 処 理 | そ の 他 | 合 計 | 指 摘 項 目 の 内 容 |
|-----------|------------------|--------|--------|------------------|-------------|-------------|------------------|------------------|-------------|--------|---------------------------------|
| 本 庁 | | | | | | | | | | | |
| 企画県民部 | | 4 | 1 | | | 2 | | | | 7 | 19頁 |
| 健康福祉部 | | 1 | 3 | | | 1 | | | | 5 | 21頁 |
| 産業労働部 | | 1 | | | | 2 | | | | 3 | 23頁 |
| 農政環境部 | 2 | 1 | | | | | | | | 3 | 24頁 |
| 県土整備部 | 2 | 1 | | 2 | | | | | | 5 | 26頁 |
| 企業庁 | | | | 1 | | | | | | 1 | 27頁 |
| 病院局 | 2 | | | | | | | | | 2 | 27頁 |
| 議会事務局 | | | | | | 1 | | | | 1 | 28頁 |
| 教育委員会事務局 | 2 | 1 | | | | | | | | 3 | 28頁 |
| 警察本部 | | 1 | | 1 | | | | | | 2 | 29頁 |
| 小計（10部局） | 8 | 10 | 4 | 4 | | 6 | | | | 32 | — |
| 地方機関等 | | | | | | | | | | | |
| 神戸県民センター | | 1 | | 3 | | | | | | 4 | 30頁 |
| 阪神南県民センター | | 3 | | 2 | 1 | 2 | | | | 8 | 30頁 |
| 阪神北県民局 | | 3 | | 1 | | | | | | 4 | 32頁 |

| 機 関 名 | 予算 執行等 | 収入 | 支出 | 財産 管理 | 工事 事務 | 契約 事務 | 経営 成績 | 経理 処理 | その 他 | 合計 | 指摘項目 の内容 |
|----------------------------|-----------|----|----|----------|----------|----------|----------|----------|---------|-----|-------------|
| 丹波県民局 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 3 | 32頁 |
| 消費生活総合センター | | | | | | 1 | | | | 1 | 33頁 |
| 西宮子ども家庭センター | | 1 | | 1 | | | | | | 2 | 33頁 |
| 川西子ども家庭センター | | 1 | 2 | 1 | | | | | | 4 | 33頁 |
| 動物愛護センター | | | 1 | 1 | | | | | | 2 | 34頁 |
| 県立工業技術センター | | | 1 | | | | | | | 1 | 34頁 |
| 県立神戸高等技術専門学院 | | | | | | | | | 1 | 1 | 34頁 |
| 県立障害者高等技術専門学院 | | | | | | | | | 1 | 1 | 35頁 |
| 旅券事務所 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | 4 | 35頁 |
| 猪名川広域水道事務所 | | | | 1 | | | | | | 1 | 35頁 |
| 東播磨利水事務所 | | | | | | | | 1 | | 1 | 35頁 |
| 播磨科学公園都市まちづくり事務所 | 1 | | | | | 1 | | 1 | | 3 | 36頁 |
| 県立尼崎総合医療センター | 1 | 1 | 1 | | | | | 2 | | 5 | 36頁 |
| 県立西宮病院 | 1 | 2 | | | | 2 | | 2 | | 7 | 37頁 |
| 県立加古川医療センター | 1 | 2 | | 1 | | | 1 | | | 5 | 37頁 |
| 県立丹波医療センター | | 1 | | | | | 1 | | | 2 | 38頁 |
| 県立淡路医療センター | | 1 | | 1 | | | | 2 | | 4 | 38頁 |
| 県立ひょうごこころの医療センター | | 1 | | | | | 1 | 1 | | 3 | 39頁 |
| 県立子ども病院 | 1 | 1 | | | | | | | | 2 | 39頁 |
| 県立がんセンター | 2 | 1 | | | | | | 4 | | 7 | 40頁 |
| 県立姫路循環器病センター | 1 | 1 | | | | | | | | 2 | 40頁 |
| 県立粒子線医療センター | | 1 | 2 | | | | 1 | 1 | | 5 | 41頁 |
| 県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター | | | | | | | 1 | 1 | | 2 | 41頁 |
| 県立美術館 | | 1 | | | | | | | | 1 | 42頁 |
| 小計 (27機関) | 10 | 23 | 8 | 13 | 2 | 7 | 5 | 15 | 2 | 85 | — |
| 合計 (37機関) | 18 | 33 | 12 | 17 | 2 | 13 | 5 | 15 | 2 | 117 | — |

なお、次の本庁及び地方機関等については指摘はなかった。

(本庁)

| |
|-------------------------------|
| 出納局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局 |
|-------------------------------|

(地方機関等)

| | |
|-------|--|
| 企画県民部 | 兵庫陶芸美術館、県立男女共同参画センター、自治研修所 |
| 健康福祉部 | 女性家庭センター、県立総合衛生学院、精神保健福祉センター |
| 産業労働部 | 兵庫障害者職業能力開発校 |
| 農政環境部 | 森林動物研究センター |
| 企業庁 | 姫路利水事務所、北播磨・臨海建設事務所 |
| 教育委員会 | 阪神教育事務所、丹波教育事務所、県立人と自然の博物館、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、篠山東雲高等学校、氷上特別支援学校 |
| 公安委員会 | 篠山警察署、丹波警察署 |

(2) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等の指摘項目数は、次表のとおりである。

| 団 体 名 | 予算 執行等 | 収入 | その 他 | 合計 | 指摘の内容 |
|----------------------|-----------|----|---------|----|-------|
| 公益財団法人 兵庫県生きがい創造協会 | 1 | | 1 | 2 | 42頁 |
| 公益財団法人 ひょうご産業活性化センター | | 1 | | 1 | 42頁 |
| 兵庫県住宅供給公社 | | 2 | | 2 | 42頁 |
| 合 計 (3団体) | 1 | 3 | 1 | 5 | — |

なお、次の財政的援助団体等については指摘はなかった。

公立大学法人 兵庫県立大学、公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構、公益財団法人 兵庫県青少年本部、公益財団法人 兵庫県芸術文化協会、公益社団法人 ひょうご観光本部、公益社団法人 兵庫みどり公社、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社

(3) 指摘項目数合計

| 内容別内訳 | 予 算 執行等 | 収 入 | 支 出 | 財 産 管 理 | 工 事 事 務 | 契 約 事 務 | 経 営 成 績 | 経 理 処 理 | そ の 他 | 合 計 |
|----------------|------------|-----|-----|------------|------------|------------|------------|------------|----------|-----|
| 合 計 (37機関・3団体) | 19 | 36 | 12 | 17 | 2 | 13 | 5 | 15 | 3 | 122 |

3 主な指摘事項

指摘のあった40機関等、指摘事項122項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入未済について

ア 県税等

県税等の収入未済額は10,348,605,287円で、前年度と比較すると1,432,724,192円減少（減少率12.2%）しているものの、今回の報告の中で指摘している収入未済額21,275,763,564円（財政的援助団体等分を除く。）の48.6%と大きなウェイトを占めている。

イ 県税等以外（一般会計及び特別会計分）

県税等以外の収入未済額は10,927,158,277円で、その主なものは小規模企業者等振興資金特別会計における中小企業高度化資金7,169,874,500円及び県営住宅事業特別会計における住宅使用料及び弁償金（以下「住宅使用料等」という。）1,140,772,352円であり、前年度と比較すると127,792,262円増加（増加率1.2%）している。

ウ 財政的援助団体等

(ア) 割賦設備償還金等の収入未済額は、前回監査を執行した平成28年度と比較すると152,186,669円減少（減少率33.4%）しているものの、303,103,636円となっている。

（公益財団法人 ひょうご産業活性化センター）

(イ) 公社住宅に係る家賃等の収入未済額は、前年度と比較すると37,287,750円減少（減少率19.9%）しているものの、150,532,115円となっている。（兵庫県住宅供給公社）

(2) 予算執行の誤りについて

ア 債務負担行為のない契約の締結

平成30年度以降の債務負担行為がないのに、旅券発給等業務委託に係る契約（契約期間：30年度～令和2年度）を29年度中に締結していたものが1件、325,880,228円あった。（旅券事務所）

イ 事前に予算令達のない契約の締結

支出の原因となる契約を締結する場合は、事前に予算の令達を受け支出負担行為の決定を行わなければならないが、旅券事務所姫路出張所内装工事において、当該業務に係る予算が令達されていないのに、工事請負契約を締結していたものが1件、12,312,000円あった。（旅券事務所）

(3) 経理事務の誤りについて

ア 収入事務について

医師派遣業務に係るその他医業収益等の調定が3か月から11か月以上遅れていたものが13件、2,420,677円あったほか、納入通知書の発行が11か月以上遅れていたものが2件、1,991,809円あった。(企画県民部4件、153,675円/阪神北県民局2件、219,300円/旅券事務所1件、1,212,753円/県立西宮病院2件、1,991,809円/県立加古川医療センター6件、834,949円)

また、港湾施設占用料及び海岸占用料に係る延滞金の調定が漏れていたものが6件、1,613,908円あった。(阪神南県民センター)

イ 支出事務について

支出負担行為は支出の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、財務規則等に基づき適時に決定することが必要であるが、事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、請求のあったときに決定していたものが1件、99,574,508円あった。(旅券事務所)

ウ 地方公営企業の経理処理について

貸倒引当率により貸倒引当金を算定する場合は、年度末の自費分に係る医業未収金から債権回収業者に委託し回収不能案件との報告があった未収金を控除して算定すべきであるのに、これを控除しなかったこと等のため、貸倒引当金繰入額が5,644,036円過大計上となっていた。(県立尼崎総合医療センター)

また、平成30年度から2か年度にわたる図書の年間購読において料金全額を30年度に支出した場合は、購読料を両年度に区分し、それぞれの年度の費用とすべきであるのに、30年度分購読料について令和元年度に費用の先送りを行ったため、30年度図書費が2件、2,687,934円過少計上となっていた。(県立がんセンター)

(4) 工事関係事務の誤りについて

営業補償に係る休業期間の日数の算定を誤ったこと等のため、住宅市街地盤整備促進事業に伴う物件移転補償の設計が1件、242,000円過少設計となっていた。(阪神南県民センター)

また、大型土のう撤去費用の計上を漏らしたため、道路改良工事の設計が1件、140,400円過少設計となっていた。(丹波県民局)

(5) 契約事務の誤りについて

ア 予定価格が250万円を超える工事については、競争入札により契約を締結する必要があるが、一括発注すべき一連の工事を250万円以下の工事に2分割し、随意契約により契約していたもの等が2件あった。(企画県民部、県立西宮病院)

イ 予定価格が250万円を超える工事契約を随意契約で行おうとする場合、随意契約審査会の適用除外に該当するときを除き、同審査会の審査を受けなければならないが、これを受けないまま随意契約により契約していたものが1件あった。(県立西宮病院)

ウ 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行されない場合の県の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたもの、徴収額が不足していたもの、徴収した契約保証金を業務等完了後に速やかに還付していなかったものが次のとおりあった。

(ア) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：1件(播磨科学公園都市まちづくり事務所、契約額2,475,360円)

(イ) 契約保証金等が不足していたもの：3件(阪神南県民センター1件、不足額946,712円/丹波県民局1件、不足額1,257,640円/消費生活総合センター1件、履行保証保険保証期間5か月不足)

(ウ) 契約保証金の還付が遅延していたもの：2件(企画県民部)

4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

今回指摘している収入未済額は、合計21,275,763,564円(財政的援助団体等分を除く。)で、税込強化対策本部及び債権管理推進本部を中心として全庁を挙げて収入未済額の縮減に取り組んでいるところであり、前年度と比較すると減少しているものの、依然として多額である。

新規滞納の発生防止に加え、長期の滞納や償還に誠意のない債務者に対しては、連帯保証人への催告の強化や簡易裁判所の支払督促手続の活用など、債権管理標準マニュアル等に基づいた支払督促や強制執行等を行い債権の保全、回収、整理に向けた取組を適切に行われたい。

なかでも、県税等、中小企業高度化資金及び住宅使用料等に係る収入未済額が全体の約9割を占めており、収入未済額の更なる縮減のためには、これらに対する精力的な取組が非常に重要であることから、特に次の点に留意し、引き続き収入促進に努められたい。

ア 県税等

(ア) 県税等の収入未済額は、県税事務所において滞納者の財産を差押えして徴収を進めるなど積極的な取組が行われ、減少傾向にある。更なる縮減に向け、各県民局等

における取組事例を共有し、情報・ノウハウを最大限生かしたより効果的な取組を検討すること。

- (イ) 個人県民税について、平成30年度からの全事業者を対象とした特別徴収一斉指定の実施を踏まえ、市町との連携の下、滞納の未然防止の取組を推進すること。

イ 中小企業高度化資金

長期間にわたり収入未済となっているものが相当額あることから、債権管理の基本方針に基づき債権の保全、回収に向けた取組を強化すること。

また、債務者及び連帯保証人の資産調査等を適切に行うなど必要な回収努力を行ってもなお回収困難な債権については、県が保有する債権の放棄に関する条例の規定に基づく債権放棄を行うこと。

ウ 住宅使用料等

家賃の滞納等による県営住宅の明渡し請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間について徴収する弁償金に係る収入未済額が、住宅使用料等に係る収入未済額の約6割を占めていることから、弁償金の徴収率向上に向けた対策を引き続き実施すること。

また、住宅使用料については、収納事務を委託している兵庫県住宅供給公社等を的確に指導すること。

(2) 予算執行の適正化について

債務負担行為や事前に予算令達のない契約の締結などは、健全な財政運営に支障を及ぼしかねない予算統制の逸脱事例である。予算執行に携わる職員には、広く地方自治法や財務規則等の財務法規に精通するよう研さんの機会を与え、会計事務を熟知した人材の計画的な育成を図るなど、予算執行の適正化に努められたい。

(3) 経理事務の適正化について

地方公営企業の複式簿記に係る経理処理も含め、調定等の遅れ、過大・過少支出、収入・支出の科目誤りなど、基本的な理解不足や事務処理の際の確認不足、確認漏れに起因する初歩的な誤りが依然として見受けられるが、その多くが組織的なチェック体制が機能しなかったことに起因するものと考えられる。

研修内容のより一層の充実を図り、幅広い職員が財務関係規程等について十分に理解し遵守を徹底するとともに、組織として実効性のあるチェック体制、指導体制を確立するなど、経理事務の適正化に努められたい。

(4) 工事関係事務の適正な執行について

物件移転補償や道路改良工事において設計誤りの事例があった。設計は施工内容を明確にし、予定価格を算出するための基本的な事務であることから、設計に際しては、契約を適正に行うために単価や数量を的確に計上するとともに、実効性のあるチェック体制を整備されたい。

(5) 契約事務の適正な執行について

競争入札により契約を締結すべき業務を分割して随意契約で執行していた事例、随意契約審査会の審査を受けないまま随意契約を締結していた事例など、競争性、経済性、公平性、公正性を確保する観点から不適切な事務処理があった。

法令や財務規則等で遵守すべきルールを逸脱した事務処理を行った場合には県に損害が生じる可能性もあることから、契約事務に携わる職員はこのことを十分に認識し、適切に事務処理を行い、管理・監督職は契約事務プロセスの各段階における実効性のあるチェック体制を確立するなど、契約事務の適正な執行に努められたい。

(6) 内部統制体制の確立について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、令和2年4月1日までに県は内部統制に関する方針を策定し、これに基づき内部統制制度を整備すること等が義務付けられているところである。制度の整備に当たっては、リスクの識別、分類及び評価を行い、これに応じた適切な対応を組織的に行う体制とするなど、主な指摘事項で述べたような誤りの発生が抑制されるよう、効果的で効率的な内部統制体制の確立に留意されたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

1 本庁

企画県民部

1 収入の促進について（税務課）

平成30年度（決算時現在）における県税等の調定及び収入状況は次表のとおりで、収入未済額10,367,929,078円から法定徴収猶予分19,323,791円を除いた収入未済額は、前年度と比較すると1,432,724,192円減少しているものの、10,348,605,287円と多額となっている。

| 区 分 | | 調 定 額 | 収 入 済 額 | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 | |
|--------|------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------|---------|-------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % | |
| 県 税 | 県 民 税 | 個 人 | 215,366,486,341 | 207,025,963,861 | 688,467,341 | 7,652,055,139 | 96.1 | 96.1 |
| | | 法 人 | 22,349,771,911 | 22,276,303,293 | 12,439,334 | 61,029,284 | 99.7 | 99.6 |
| | | 利 子 割 | 2,945,694,142 | 2,945,694,142 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 計 | 240,661,952,394 | 232,247,961,296 | 700,906,675 | 7,713,084,423 | 96.5 | 96.4 |
| | 事 業 税 | 個 人 | 7,305,736,076 | 7,139,403,736 | 15,979,780 | 150,352,560 | 97.7 | 97.5 |
| | | 法 人 | 145,160,574,229 | 145,006,458,203 | 20,118,156 | 133,997,870 | 99.9 | 99.8 |
| | | 計 | 152,466,310,305 | 152,145,861,939 | 36,097,936 | 284,350,430 | 99.8 | 99.7 |
| | 地 方 消 費 税 | 195,020,022,000 | 195,020,022,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | |
| | 不 動 産 取 得 税 | 17,913,685,392 | 17,268,307,842 | 68,044,875 | (19,323,791) 558,008,884 | 96.4 | 97.5 | |
| | 県 た ば こ 税 | 5,229,778,356 | 5,229,780,234 | 0 | △1,878 | 100.0 | 100.0 | |
| | ゴ ル フ 場 利 用 税 | 3,446,784,468 | 3,446,784,468 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | |
| | 自 動 車 取 得 税 | 8,291,900,200 | 8,291,831,700 | 0 | 68,500 | 99.9 | 100.0 | |
| | 軽 油 引 取 税 | 39,470,450,324 | 39,369,345,596 | 0 | 101,104,728 | 99.7 | 99.7 | |
| | 自 動 車 税 | 62,489,081,087 | 61,698,469,421 | 72,765,055 | 717,846,611 | 98.7 | 98.5 | |
| | 鉱 区 税 | 10,512,700 | 10,512,700 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | |
| | 狩 猟 税 | 36,654,300 | 36,654,300 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | |
| | よ 旧 法 特 別 地 方 る 税 に 消 費 税 | 53,473 | 0 | 53,473 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 725,037,184,999 | 714,765,531,496 | 877,868,014 | (19,323,791) 9,374,461,698 | 98.6 | 98.4 | |
| | 県 税 に 付 随 す る 税 外 収 入 | 2,030,282,384 | 894,596,999 | 161,541,796 | 974,143,589 | 44.1 | 43.2 | |
| 合 計 | 727,067,467,383 | 715,660,128,495 | 1,039,409,810 | (19,323,791) 10,348,605,287 | 98.4 | 98.2 | | |

（注）収入未済額欄に法定徴収猶予分を（ ）外書きした。

2 収税事務について（税務課）

平成30年度（決算時現在）における200万円以上の県税高額滞納者（法定徴収猶予分を除く。）は、前年度と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は31人、総額は445,996,484円となっている。

3 経理事務について（管財課、芸術文化課、防災企画課）

- (1) （節） 役務費で支出すべき神戸高校裏山公共用地森林整備工事1件、1,944,000円が（節） 需用費で支出されていた。
- (2) （節） 過年度補助金等返還金で収入すべき兵庫県立芸術文化センター運営費補助金過年度過払金返納金1件、152,450円が（節） 雑入で収入されていた。
- (3) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料（4件、153,675円）の調定が3か月以上遅れ、平成30年7月6日となっていた。

4 契約事務について（広報戦略課、地域創生課）

- (1) 平成29年度県民だよりひょうご各戸配布業務に係る履行確認を行った後、4か月以上経過して還付されている契約保証金が2件、1,030,398円あった。
- (2) 予定価格が250万円を超える工事については競争入札により契約を締結する必要があるが、ネスタリゾート東側隣接県有地内サイクリングロード災害復旧工事を250万円以下の工事2件に分割し、随意契約により契約していた。

健康福祉部

1 収入の促進について（生活支援課、児童課、障害福祉課、医務課、疾病対策課、健康増進課）

平成30年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると24,197,285円減少しているものの、157,140,657円と多額となっている。

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 | |
|---|---|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|---------|-------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % | |
| 一 般 会 計 | 児 童 福 祉 施 設 弁 償 金 | 現年度分 | 80,055,784 | 77,838,019 | 0 | 2,217,765 | 97.2 | 96.7 |
| | | 滞納繰越分 | 4,946,403 | 965,036 | 745,492 | 3,235,875 | 19.5 | 17.5 |
| | | 計 | 85,002,187 | 78,803,055 | 745,492 | 5,453,640 | 92.7 | 91.3 |
| | 生 活 保 護 費 等 弁 償 金 | 現年度分 | 26,385,897 | 24,637,788 | 0 | 1,748,109 | 93.4 | 94.2 |
| | | 滞納繰越分 | 3,411,253 | 535,953 | 0 | 2,875,300 | 15.7 | 12.0 |
| | | 計 | 29,797,150 | 25,173,741 | 0 | 4,623,409 | 84.5 | 86.1 |
| | 看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 に 係 る 違 約 金 | 現年度分 | 740,648 | 280,844 | 0 | 459,804 | 37.9 | 43.8 |
| | | 滞納繰越分 | 4,699,289 | 239,006 | 0 | 4,460,283 | 5.1 | 8.8 |
| | | 計 | 5,439,937 | 519,850 | 0 | 4,920,087 | 9.6 | 17.6 |
| | 児 童 扶 養 手 当 過 年 度 過 払 金 返 納 金 | 現年度分 | 2,788,480 | 2,258,610 | 0 | 529,870 | 81.0 | 28.9 |
| | | 滞納繰越分 | 9,836,220 | 1,053,010 | 17,240 | 8,765,970 | 10.7 | 16.3 |
| | | 計 | 12,624,700 | 3,311,620 | 17,240 | 9,295,840 | 26.2 | 17.0 |
| | 看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 | 現年度分 | 2,487,598 | 1,961,598 | 0 | 526,000 | 78.9 | 84.9 |
| | | 滞納繰越分 | 23,411,187 | 592,000 | 9,636,000 | 13,183,187 | 2.5 | 2.7 |
| | | 計 | 25,898,785 | 2,553,598 | 9,636,000 | 13,709,187 | 9.9 | 11.7 |
| | 過 年 度 補 助 金 等 返 還 金 の う ち 分 煙 設 備 整 備 事 業 補 助 金 返 還 金 | 現年度分 | 537,000 | 537,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 滞納繰越分 | 8,915,000 | 0 | 0 | 8,915,000 | 0 | 0 |
| | | 計 | 9,452,000 | 537,000 | 0 | 8,915,000 | 5.7 | 16.8 |
| 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 金 加 入 金 | 現年度分 | 79,340,800 | 79,211,940 | 0 | 128,860 | 99.8 | 99.9 | |
| | 滞納繰越分 | 4,963,940 | 13,020 | 668,220 | 4,282,700 | 0.3 | 0.1 | |
| | 計 | 84,304,740 | 79,224,960 | 668,220 | 4,411,560 | 94.0 | 92.6 | |
| 雑 入 の う ち 児 童 扶 養 手 当 過 年 度 過 払 金 返 納 金 | 現年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 1,163,840 | 349,100 | 0 | 814,740 | 30.0 | 3.6 | |
| | 計 | 1,163,840 | 349,100 | 0 | 814,740 | 30.0 | 3.6 | |
| 雑 入 の う ち 原 爆 被 害 者 健 康 管 理 手 当 等 過 年 度 過 払 金 返 還 金 | 現年度分 | 2,343,810 | 34,030 | 0 | 2,309,780 | 1.5 | 1.8 | |
| | 滞納繰越分 | 2,598,800 | 80,000 | 0 | 2,518,800 | 3.1 | 12.4 | |
| | 計 | 4,942,610 | 114,030 | 0 | 4,828,580 | 2.3 | 8.3 | |
| 特別 会 計 | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 償 還 金 | 現年度分 | 140,585,901 | 131,356,299 | 0 | 9,229,602 | 93.4 | 93.5 |
| | | 滞納繰越分 | 107,285,608 | 12,780,725 | 3,565,871 | 90,939,012 | 11.9 | 10.8 |
| | | 計 | 247,871,509 | 144,137,024 | 3,565,871 | 100,168,614 | 58.1 | 57.7 |
| 合 計 | 現年度分 | 335,265,918 | 318,116,128 | 0 | 17,149,790 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 171,231,540 | 16,607,850 | 14,632,823 | 139,990,867 | — | — | |
| | 計 | 506,497,458 | 334,723,978 | 14,632,823 | 157,140,657 | — | — | |

2 経理事務について（社会福祉課、障害福祉課）

- (1) （節）備品購入費で支出すべきベンチ4台の購入代金426,816円が（節）需用費で支出されていた。
- (2) 償還金、利子及び割引料（国庫支出金返納金）及び扶助費を平成30年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ令和元年度に行っていたものが10件、945,292円あった。
- (3) 支出の特例として、特定の経費について職員をして現金支払をさせる資金前渡があるが、現金支払を要しない経費について資金前渡により支出しているものがあった。

3 契約事務について（こども政策課）

保育士資格登録業務委託契約において、支出負担行為を行わないまま契約を締結し、かつ、一旦締結した契約に誤りがあったとして既契約書を存置したまま、新たな契約を締結していた。

産業労働部

1 収入の促進について（経営商業課）

平成30年度における小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると130,673,861円増加しており、7,180,331,599円と多額となっている。

| 区 分 | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 | |
|----------------|---------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|---------|-------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % | |
| 中小企業高度化資金 | 共同施設資金貸付金償還金 | 現年度分 | 77,816,000 | 67,887,000 | 0 | 9,929,000 | 87.2 | 93.1 |
| | | 滞納繰越分 | 1,014,987,760 | 6,700,000 | 0 | 1,008,287,760 | 0.7 | 0.5 |
| | | 計 | 1,092,803,760 | 74,587,000 | 0 | 1,018,216,760 | 6.8 | 12.1 |
| | 小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 347,875,000 | 97,536,000 | 0 | 250,339,000 | 28.0 | 64.4 |
| | | 滞納繰越分 | 3,032,480,000 | 12,709,000 | 0 | 3,019,771,000 | 0.4 | 0.2 |
| | | 計 | 3,380,355,000 | 110,245,000 | 0 | 3,270,110,000 | 3.3 | 9.8 |
| | 企業合同資金貸付金償還金 | 現年度分 | 82,267,000 | 82,267,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 滞納繰越分 | 27,980,753 | 0 | 0 | 27,980,753 | 0 | 0 |
| | | 計 | 110,247,753 | 82,267,000 | 0 | 27,980,753 | 74.6 | 74.1 |
| | 工場共同化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 滞納繰越分 | 771,979,000 | 14,200,000 | 0 | 757,779,000 | 1.8 | 1.8 |
| | | 計 | 773,979,000 | 16,200,000 | 0 | 757,779,000 | 2.1 | 2.1 |
| | 産地知識集約化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| | | 滞納繰越分 | 150,580,000 | 1,800,000 | 0 | 148,780,000 | 1.2 | 1.2 |
| | | 計 | 150,580,000 | 1,800,000 | 0 | 148,780,000 | 1.2 | 1.2 |
| | 地域改善対策高度化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 滞納繰越分 | 1,260,119,000 | 1,640,000 | 47,440,000 | 1,211,039,000 | 0.1 | 0.1 |
| | | 計 | 1,262,119,000 | 3,640,000 | 47,440,000 | 1,211,039,000 | 0.3 | 0.3 |
| | 小売商業等商店街近代化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 56,606,000 | 52,331,000 | 0 | 4,275,000 | 92.4 | 87.7 |
| | | 滞納繰越分 | 67,287,726 | 470,000 | 28,839,726 | 37,978,000 | 0.7 | 0.1 |
| | 計 | 123,893,726 | 52,801,000 | 28,839,726 | 42,253,000 | 42.6 | 21.1 | |
| 高度化資金違約弁償金 | 現年度分 | 250,876 | 30,482 | 0 | 220,394 | 12.2 | 0.1 | |
| | 滞納繰越分 | 562,768,768 | 100,000 | 6,477,555 | 556,191,213 | 0.0 | 0.0 | |
| | 計 | 563,019,644 | 130,482 | 6,477,555 | 556,411,607 | 0.0 | 0.0 | |
| 高度化資金貸付金利息 | 現年度分 | 4,110,029 | 3,554,005 | 0 | 556,024 | 86.5 | 92.6 | |
| | 滞納繰越分 | 148,083,031 | 0 | 11,334,675 | 136,748,356 | 0 | 0 | |
| | 計 | 152,193,060 | 3,554,005 | 11,334,675 | 137,304,380 | 2.3 | 5.1 | |
| 小 計 | 現年度分 | 572,924,905 | 307,605,487 | 0 | 265,319,418 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 7,036,266,038 | 37,619,000 | 94,091,956 | 6,904,555,082 | — | — | |
| | 計 | 7,609,190,943 | 345,224,487 | 94,091,956 | 7,169,874,500 | — | — | |
| 設備近代化資金貸付金償還金 | 現年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 6,239,840 | 12,000 | 0 | 6,227,840 | 0.2 | 0.1 | |
| | 計 | 6,239,840 | 12,000 | 0 | 6,227,840 | 0.2 | 0.1 | |
| 地場産業等振興資金貸付金償還 | 現年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 2,255,000 | 160,000 | 0 | 2,095,000 | 7.1 | 7.4 | |
| | 計 | 2,255,000 | 160,000 | 0 | 2,095,000 | 7.1 | 7.4 | |
| 設備資金違約弁償金 | 現年度分 | 927,030 | 0 | 0 | 927,030 | 0 | — | |
| | 滞納繰越分 | 2,289,764 | 160,000 | 922,535 | 1,207,229 | 7.0 | 5.0 | |
| | 計 | 3,216,794 | 160,000 | 922,535 | 2,134,259 | 5.0 | 5.0 | |
| 合 計 | 現年度分 | 573,851,935 | 307,605,487 | 0 | 266,246,448 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 7,047,050,642 | 37,951,000 | 95,014,491 | 6,914,085,151 | — | — | |
| | 計 | 7,620,902,577 | 345,556,487 | 95,014,491 | 7,180,331,599 | — | — | |

2 契約事務について（労政福祉課、国際交流課）

- (1) 労働安全衛生教育事業委託契約において、契約書に添付の実施計画書で年2回各1,000部発行するとしていた労働安全衛生に関する教育資料を各300部発行に変更していたにもかかわらず、当該変更に係る契約書が締結されていなかった。
- (2) 平成30年度外国人県民安全・安心ネット推進事業委託契約において、所要額の精査を怠り、変更契約を締結しなかったため、事業実施に必要な金額が不足し、委託契約書に定める一部の事業が受託者の費用負担で実施されていた。

農政環境部

1 収入の促進について（農林経済課）

平成30年度における農業改良資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると1,723,500円減少しているものの、43,235,209円と多額となっている。

| 区 分 | | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 |
|-------------------------------|-------|------------|-----------|---------|------------|----------------|---------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 償 還 金 | 現年度分 | 7,146,000 | 7,146,000 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 |
| | 滞納繰越分 | 37,892,356 | 752,500 | 497,000 | 36,642,856 | 2.0 | 3.4 |
| | 計 | 45,038,356 | 7,898,500 | 497,000 | 36,642,856 | 17.5 | 20.7 |
| 違 約 弁 償 金 | 現年度分 | 22,224 | 22,224 | 0 | 0 | 100.0 | 47.5 |
| | 滞納繰越分 | 7,066,353 | 474,000 | 0 | 6,592,353 | 6.7 | 15.4 |
| | 計 | 7,088,577 | 496,224 | 0 | 6,592,353 | 7.0 | 19.3 |
| 合 計 | 現年度分 | 7,168,224 | 7,168,224 | 0 | 0 | — | — |
| | 滞納繰越分 | 44,958,709 | 1,226,500 | 497,000 | 43,235,209 | — | — |
| | 計 | 52,126,933 | 8,394,724 | 497,000 | 43,235,209 | — | — |

(注) 貸付金の償還事務は兵庫県信用農業協同組合連合会に委託している。

2 予算執行について（総務課）

(事項) 地域創生拠点整備費（農政環境部）（繰越明許費）において、充当すべき特定財源を1,102,252,000円計上していたが、収入額が1,016,117,227円と予算額に対して86,134,773円減少した結果、一般財源の予算額を16,188,332円超過して執行していた。

3 予算計上について（水産課）

繰越明許費として予算で定めて翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならないが、(事項)漁場整備開発費において、13,419円財源不足が生じていた。

県土整備部

1 収入の促進について（道路保全課、港湾課、住宅管理課）

平成30年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると113,930,024円増加しており、2,255,550,963円と多額となっている。

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 | |
|------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------|------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % | |
| 一 般 会 計 | 港 湾 施 設 占 用 料 | 現年度分 | 663,261,880 | 657,844,190 | 0 | 5,417,690 | 99.2 | 99.1 |
| | | 滞納繰越分 | 13,509,190 | 6,721,510 | 0 | 6,787,680 | 49.8 | 63.8 |
| | | 計 | 676,771,070 | 664,565,700 | 0 | 12,205,370 | 98.2 | 98.0 |
| | 海 岸 占 用 料 | 現年度分 | 53,257,490 | 47,670,440 | 0 | 5,587,050 | 89.5 | 89.6 |
| | | 滞納繰越分 | 12,136,156 | 9,576,370 | 0 | 2,559,786 | 78.9 | 31.9 |
| | | 計 | 65,393,646 | 57,246,810 | 0 | 8,146,836 | 87.5 | 80.2 |
| | 雑入のうち道路 損傷行為に係る 費用負担金 | 現年度分 | 749,101,698 | 67,740 | 0 | 749,033,958 | 0.0 | 0 |
| | | 滞納繰越分 | 471,318,112 | 468,387,826 | 0 | 2,930,286 | 99.4 | 0.0 |
| | | 計 | 1,220,419,810 | 468,455,566 | 0 | 751,964,244 | 38.4 | 0.0 |
| | 雑入のうち港湾 施設損傷行為に 係る費用負担金 | 現年度分 | 22,248,000 | 0 | 0 | 22,248,000 | 0 | — |
| | | 滞納繰越分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| | | 計 | 22,248,000 | 0 | 0 | 22,248,000 | 0 | — |
| 特 別 会 計 | 港 湾 施 設 使 用 料 | 現年度分 | 1,984,434,798 | 1,940,480,768 | 0 | 43,954,030 | 97.8 | 98.0 |
| | | 滞納繰越分 | 279,017,131 | 2,723,000 | 34,000 | 276,260,131 | 1.0 | 1.2 |
| | | 計 | 2,263,451,929 | 1,943,203,768 | 34,000 | 320,214,161 | 85.9 | 88.2 |
| | 県 営 住 宅 使 用 料 | 現年度分 | 12,476,999,146 | 12,359,401,871 | 0 | 117,597,275 | 99.1 | 98.9 |
| | | 滞納繰越分 | 508,614,899 | 123,115,147 | 50,578,464 | 334,921,288 | 24.2 | 20.7 |
| | | 計 | 12,985,614,045 | 12,482,517,018 | 50,578,464 | 452,518,563 | 96.1 | 95.8 |
| | 住 宅 使 用 料 | 現年度分 | 152,159,592 | 151,451,210 | 0 | 708,382 | 99.5 | 99.4 |
| | | 滞納繰越分 | 4,307,484 | 904,549 | 1,334,600 | 2,068,335 | 21.0 | 17.9 |
| | | 計 | 156,467,076 | 152,355,759 | 1,334,600 | 2,776,717 | 97.4 | 96.5 |
| | 借 上 県 営 住 宅 使 用 料 | 現年度分 | 313,893,034 | 313,340,615 | 0 | 552,419 | 99.8 | 99.9 |
| | | 滞納繰越分 | 32,995,341 | 1,705,023 | 5,779,238 | 25,511,080 | 5.2 | 6.3 |
| | | 計 | 346,888,375 | 315,045,638 | 5,779,238 | 26,063,499 | 90.8 | 90.1 |
| | 弁 償 金 | 現年度分 | 19,727,603 | 5,013,806 | 0 | 14,713,797 | 25.4 | 21.6 |
| | | 滞納繰越分 | 819,722,626 | 3,226,899 | 171,795,951 | 644,699,776 | 0.4 | 0.6 |
| | | 計 | 839,450,229 | 8,240,705 | 171,795,951 | 659,413,573 | 1.0 | 1.0 |
| | 小 計 | 現年度分 | 12,962,779,375 | 12,829,207,502 | 0 | 133,571,873 | — | — |
| | | 滞納繰越分 | 1,365,640,350 | 128,951,618 | 229,488,253 | 1,007,200,479 | — | — |
| | | 計 | 14,328,419,725 | 12,958,159,120 | 229,488,253 | 1,140,772,352 | — | — |
| 合 計 | 現年度分 | 16,435,083,241 | 15,475,270,640 | 0 | 959,812,601 | — | — | |
| | 滞納繰越分 | 2,141,620,939 | 616,360,324 | 229,522,253 | 1,295,738,362 | — | — | |
| | 計 | 18,576,704,180 | 16,091,630,964 | 229,522,253 | 2,255,550,963 | — | — | |

(注) 県営住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社等に委託している。

2 予算計上について（総務課）

- (1) 補正予算の際、報酬月額を誤って算定したことにより財源が不足したため、(項) 土木管理費で支出すべき収用委員会委員報酬2件、393,000円を(項) 河川海岸費で支出

していた。

- (2) 翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な財源を当該年度から翌年度に繰り越さなければならないが、繰り越す財源を過少に計上したため、(事項) 道路橋りょう事業事務費において、1,665,536円、(事項) 公共事業砂防施設改良費において、5,949,697円財源不足が生じていた。

3 廃川敷地の管理について (用地課)

平成31年3月末現在において普通財産として管理している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。

4 ふ頭用地の利用促進について (港湾課)

平成31年3月末現在において県が管理するふ頭の収益施設用地のうち、利用率が4.3%から24.8%と低調なものが6か所あった。

企業庁

土地の売却について (地域整備事業会計)

平成30年度末現在における売却可能な土地は、1,575,870平方メートルあり、そのうち売却可能になってから10年以上経過しているもの(貸付中のもの等を除く。)は、172,429平方メートルある。

病院局

予算執行について

- (1) (項) 医業外費用(目) 医業外雑損失で支出すべき丹波市立看護学校運営支援費1件、51,480,381円が(項) 特別損失(目) その他特別損失で支出されていた。
- (2) (目) 固定資産売却損で計上すべき丹波市への土地売却及び土地交換に伴う簿価との差損1件、134,559,921円が(目) その他特別損失で計上されていた。

議会事務局

契約事務について

兵庫県議会インターネットホームページ公開システム管理運用業務委託において、議員連絡サイトの委託業務を追加したにもかかわらず、変更契約を締結していない契約が1件（契約額2,379,780円）あった。

教育委員会事務局

1 収入の促進について（財務課、社会教育課）

平成30年度における大学奨学資金貸付金返還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると57,104,672円減少しているものの、1,097,309,985円と多額となっている。

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 |
|-------------------------------------|-------|---------------|-------------|-----------|---------------|----------------|---------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 大学奨学資金貸付金返還金 (地域改善対策奨学資金貸付金(大学)) | 現年度分 | 96,088,500 | 67,894,950 | 0 | 28,193,550 | 70.7 | 70.4 |
| | 滞納繰越分 | 427,263,244 | 36,534,180 | 1,782,000 | 388,947,064 | 8.6 | 6.9 |
| | 計 | 523,351,744 | 104,429,130 | 1,782,000 | 417,140,614 | 20.0 | 19.9 |
| 高校奨学資金貸付金返還金 (地域改善対策奨学資金貸付金(高校)) | 現年度分 | 17,229,520 | 8,312,480 | 0 | 8,917,040 | 48.2 | 47.6 |
| | 滞納繰越分 | 403,129,476 | 27,647,093 | 1,428,420 | 374,053,963 | 6.9 | 7.9 |
| | 計 | 420,358,996 | 35,959,573 | 1,428,420 | 382,971,003 | 8.6 | 9.8 |
| 高等学校奨学資金貸付金返還金 | 現年度分 | 165,453,360 | 141,585,430 | 37,500 | 23,830,430 | 85.6 | 85.8 |
| | 滞納繰越分 | 317,896,767 | 47,108,829 | 450,000 | 270,337,938 | 14.8 | 14.0 |
| | 計 | 483,350,127 | 188,694,259 | 487,500 | 294,168,368 | 39.0 | 42.3 |
| 雑入のうち埋蔵文化財事務所公金着服事件弁償金 | 現年度分 | 360,000 | 0 | 0 | 360,000 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越分 | 2,700,000 | 30,000 | 0 | 2,670,000 | 1.1 | 0 |
| | 計 | 3,060,000 | 30,000 | 0 | 3,030,000 | 1.0 | 0 |
| 合 計 | 現年度分 | 279,131,380 | 217,792,860 | 37,500 | 61,301,020 | — | — |
| | 滞納繰越分 | 1,150,989,487 | 111,320,102 | 3,660,420 | 1,036,008,965 | — | — |
| | 計 | 1,430,120,867 | 329,112,962 | 3,697,920 | 1,097,309,985 | — | — |

(注) 貸付金の償還事務は公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に委託している。

2 予算執行について（文化財課、スポーツ振興課）

- (1) (事項) 文化財調査保存費において、充当すべき特定財源を983,964,000円計上していたが、収入額が982,197,569円と予算額に対して1,766,431円減少した結果、一般財源

の予算額を310,738円超過して執行していた。

また、(事項)文化財保存整備費補助においても、充当すべき特定財源を105,326,000円計上していたが、収入額が104,095,000円と予算額に対して1,231,000円減少した結果、一般財源の予算額を88,179円超過して執行していた。

- (2) 平成30年度予算で支出すべき審議会委員報酬1件、96,000円が令和元年度予算で支出されていた。

警 察 本 部

1 収入の促進について

平成30年度における放置違反金等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると33,786,166円減少しているものの、193,589,864円と多額となっている。

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 調定額に対する収入済額の割合 | 前年度の同割合 |
|---------------------|-------|-------------|-------------|------------|-------------|----------------|---------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 延滞金 (放置違反に係る延滞金) | 現年度分 | 13,789,900 | 5,144,818 | 25,000 | 8,620,082 | 37.3 | 37.2 |
| | 滞納繰越分 | 97,000,009 | 4,042,408 | 11,249,300 | 81,708,301 | 4.2 | 2.6 |
| | 計 | 110,789,909 | 9,187,226 | 11,274,300 | 90,328,383 | 8.3 | 7.4 |
| 過料等 (放置違反金) | 現年度分 | 755,579,000 | 720,852,500 | 123,000 | 34,603,500 | 95.4 | 94.6 |
| | 滞納繰越分 | 126,516,928 | 45,850,636 | 14,473,205 | 66,193,087 | 36.2 | 32.0 |
| | 計 | 882,095,928 | 766,703,136 | 14,596,205 | 100,796,587 | 86.9 | 83.6 |
| 自動車損傷 弁償金 | 現年度分 | 1,191,024 | 1,167,024 | 0 | 24,000 | 98.0 | 92.8 |
| | 滞納繰越分 | 2,723,893 | 282,999 | 0 | 2,440,894 | 10.4 | 8.7 |
| | 計 | 3,914,917 | 1,450,023 | 0 | 2,464,894 | 37.0 | 53.4 |
| 合 計 | 現年度分 | 770,559,924 | 727,164,342 | 148,000 | 43,247,582 | — | — |
| | 滞納繰越分 | 226,240,830 | 50,176,043 | 25,722,505 | 150,342,282 | — | — |
| | 計 | 996,800,754 | 777,340,385 | 25,870,505 | 193,589,864 | — | — |

2 物品の損傷について

平成30年5月18日から31年3月18日までの間に発生した自損事故等により、公用車7台を損傷(損傷額550,053円)していた。

2 地方機関等

(企画県民部関係)

神戸県民センター

県民交流室

物品の損傷について

平成30年5月17日から31年3月8日までの間に発生した自損事故等により、公用車等6台を損傷（県有車両損傷額212,976円、リース車修繕費39,366円、リースパソコン修繕費102,384円）していた。

神戸県税事務所

収税事務について

平成30年度（31年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は13人、総額は303,742,376円で、うち滞納繰越分は12,331,523円である。

神戸土木事務所

財産管理事務について

- (1) 平成31年3月末現在において同所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。
- (2) 廃川敷地であった国有財産が県に譲与された場合には、速やかに県有財産として保存登記等の登記手続をするものとされているが、平成31年1月14日に譲与された廃川敷地1筆に係る登記が行われていなかった。

阪神南県民センター

県民交流室

物品の損傷について

平成30年10月9日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額135,000円）していた。

西宮県税事務所

収税事務について

平成30年度（31年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は7人、総額は33,839,409円で、うち滞納繰越分は、5,266,600円である。

西宮土木事務所

1 収入の促進について

平成30年度（31年4月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は190件、総額は1,075,179,589円で、うち滞納繰越分は128件、256,152,191円である。

2 経理事務について

港湾施設占用料及び海岸占用料に係る延滞金が6件、1,613,908円調定漏れとなっていた。

3 占・使用許可事務について

平成30年3月までに許可期間が満了した道路占用等のうち、31年4月末現在許可更新手続き未了のものが5件ある。

4 契約事務について

- (1) 施工箇所が点在する工事の最低制限価格については、別途算定が必要であったのに、工事台帳システムで算定したため、平成29年度長寿命化・環境整備対策事業の最低制限価格が1件、420,000円過大に設定されていた。
- (2) 当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模護岸等維持修繕工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件（不足額946,712円）あった。

5 工事関係事務について

営業補償に係る休業期間の日数の算定を誤ったこと等のため、住宅市街地基盤整備促進事業に伴う物件移転補償の設計が1件、242,000円過少設計となっていた。

阪神北県民局

総務企画室

物品の損傷について

平成30年10月19日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費206,452円）していた。

伊丹県税事務所

収税事務について

平成30年度（31年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は3人、総額は40,782,907円で、うち滞納繰越分は37,574,807円である。

宝塚土木事務所

1 収入の促進について

平成30年度（31年4月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は4件、総額は2,983,026円で、全額が滞納繰越分である。

2 経理事務について

行政財産の目的外使用許可に伴う財産使用料等（2件、219,300円）の調定が4か月以上遅れ、平成30年8月15日及び同月28日となっていた。

丹波県民局

県民交流室

物品の損傷について

平成30年4月3日から31年1月30日までの間に発生した自損事故等により、公用車5台を損傷（リース車修繕費642,669円）していた。

丹波土木事務所

1 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模河川工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件（不足額

1,257,640円) あった。

2 工事関係事務について

大型土のう撤去費用の計上を漏らしたため、道路改良工事の設計が1件、140,400円過少設計となっていた。

消費生活総合センター

契約事務について

兵庫県立消費生活総合センターリニューアルに伴う企画・施工等業務委託契約（契約額27,000,000円）において、変更契約で契約期間の延長を行っているが、契約保証金に代えて締結された履行保証保険の保険期間を延長しなかったため、履行保証期間が不足（5か月分）していた。

(健康福祉部関係)

西宮こども家庭センター

1 収入の促進について

平成30年度（31年4月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は100件、総額は1,138,456円で、うち滞納繰越分は59件、520,572円である。

2 物品の損傷について

平成31年2月27日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額201,862円）していた。

川西こども家庭センター

1 収入の促進について

平成30年度（31年4月末現在）における児童福祉施設弁償金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は175件、総額は2,591,230円で、うち滞納繰越分は105件、1,586,211円である。

2 経理事務について

- (1) 扶助費（一時保護委託費）を平成29年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ30年度に行っていたものが1件、266,380円あつ

た。

また、扶助費（一時保護委託費及び里親委託費）を30年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ令和元年度に行っていたものが44件、5,207,567円あった。

- (2) 里親の死亡により委託解除した月の里親委託費の支払を行わなかったこと等のため、平成30年度扶助費（里親委託費）が、3件、138,010円過少支出となっていた。

3 財産管理事務について

同センターの移転後、公用財産として使用しない旧事務所の土地及び建物の用途廃止をしていなかった。

動物愛護センター

1 経理事務について

期末手当に係る在職期間の算定を誤ったこと等のため、平成30年度分賃金等が、2件、73,255円過大支給、3件、18,180円過少支給となっていた。

2 物品の損傷について

平成30年9月6日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額313,092円）していた。

(産業労働部関係)

県立工業技術センター

経理事務について

- (節) 役務費で支出すべき皮革工業技術支援センター高木強せん定費1件、299,160円が
(節) 需用費で支出されていた。

県立神戸高等技術専門学院

職業訓練生の充足について

平成30年度の機械加工技術科における職業訓練生の定員に対する入校率が33.3%と著しく低調である。

県立障害者高等技術専門学院

職業訓練生の充足について

平成30年度の総合実務科における職業訓練生の定員に対する入校率が46.7%と著しく低調である。

旅券事務所

1 予算執行について

- (1) 平成30年度以降の債務負担行為がないのに、旅券発給等業務委託に係る契約（契約期間：30年度～令和2年度）を29年度中に締結しているものが1件、325,880,228円あった。
- (2) 旅券事務所姫路出張所内装工事に係る予算が令達されていないのに、工事請負契約を締結しているものが1件、12,312,000円あった。

2 経理事務について

- (1) 庁舎の転貸借契約に伴う建物賃貸料（1件、1,212,753円）の調定が7か月以上遅れ、平成30年12月7日となっていた。
- (2) 旅券発給等業務委託において、事前に支出負担行為の決定を行わずに委託料を支出していたものが1件、99,574,508円あった。

(企業庁関係)

猪名川広域水道事務所

物品の損傷について

平成30年9月6日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額130,626円）していた。

東播磨利水事務所

経理事務について

たな卸資産である鋼管ジョイントを売却した場合は、売却したたな卸資産の原価を貯蔵品勘定から費用勘定へ振り替えるべきところ、この処理が漏れていたため、不用品売却原価が120,490円過少計上となっていた。

播磨科学公園都市まちづくり事務所

1 予算執行について

資本的支出の（款）地域整備費で支出すべき光都プラザ歩道照明新設工事費 1 件、2,062,800円が収益的支出の（款）地域整備費用で支出されていた。

2 経理事務について

平成30年度から2か年度にわたる財産貸付において貸付料全額を30年度に収入した場合は、貸付料を両年度に区分し、それぞれの年度の収益とすべきであるのに、貸付料全額を30年度の収益として計上したため、30年度分普通財産貸付料が1件、179,685円過大計上となっていた。

3 契約事務について

当初契約金額が200万円以下であっても、当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行い、変更後の契約金額が200万円を超える場合は、変更後の契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等を行うべきであるのに、A-24区画法面崩壊対策検討業務委託契約で、契約保証金の徴収等を行っていない契約が1件（契約額2,475,360円）あった。

(病院局関係)

県立尼崎総合医療センター

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しており、604件、40,285,344円（過少計上額を加え、消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 予算執行について

（項）医業外費用（目）医業外雑損失で支出すべき1件当たり10万円未満の過年度委託料7件、83,991円が（項）特別損失（目）その他特別損失で支出されていた。

3 経理事務について

- (1) 育児短時間勤務職員に係る支給割合の適用を誤ったこと等のため、時間外勤務手当が6件、113,314円過大計上、2件、23,560円過少計上となっていた。
- (2) 貸倒引当率により貸倒引当金を算定する場合は、年度末の自費分に係る医業未収金から債権回収業者に委託し回収不能案件との報告があった未収金を控除して算定すべき

であるのに、これを控除しなかったこと等のため、貸倒引当金繰入額が5,644,036円過大計上となっていた。

- (3) 診療に係る未収金のうち、消滅時効期間を経過していないものについて不納欠損の決定をしたため、医業未収金が100件、3,667,964円過少計上となっていた。

県立西宮病院

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しており、273件、20,259,585円（過少計上額を加え、消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 予算執行について

（項）医業外収益（目）その他医業外収益で収入すべき行政財産の使用許可に係る使用料1件、266,569円が（項）医業収益（目）外来収益で収入されていた。

3 経理事務について

- (1) 行政財産の使用許可に係る使用料の調定を行わず、また、納入通知書を11か月以上遅れて平成31年3月に相手方に通知していたものが2件、1,991,809円あった。
- (2) 平成30年度行政財産の使用許可に係る使用料の調定が1年以上遅れたため、その他医業外収益が1件、1,725,240円過少計上となっていた。
- (3) 給食材料のたな卸に当たり、転記を誤ったため、貯蔵品（給食材料）が54,000円過少計上となっていた。

4 契約事務について

- (1) 予定価格が100万円を超える業務委託については競争入札により契約を締結する必要があるが、ホームページ運用管理等業務を予定価格100万円以下の業務2件に分割し、随意契約により契約していた。
- (2) 予定価格が250万円を超える工事契約を随意契約により行おうとする場合、随意契約審査会の適用除外に該当するときを除き、同審査会の審査を受けなければならないが、ナースコール改修工事を同審査会の審査を受けないまま随意契約により契約していた。

県立加古川医療センター

1 経営成績について

平成30年度は、前年度の純利益156,949,234円に対し172,872,990円の純損失となっている。

2 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、450件、41,610,254円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

3 予算執行について

収益的支出の（款）病院事業費用で支出すべき什器購入費1件、234,738円が資本的支出の（款）資本的支出で支出されていた。

4 経理事務について

医師派遣業務に係るその他医業収益（6件、834,949円）の調定が6か月から11か月以上遅れ、平成30年10月31日となっていた。

5 債権管理について

外来に係る個人医業未収金について、督促状による督促を行わず、また、納付があった際に未収分について債務承認をさせるなど適切な時効中断措置を講じることなく消滅時効期間が経過したものが1件、55,410円あった。

県立丹波医療センター

1 経営成績について

平成30年度の純損失は、前年度の352,175,931円と比較すると、31,642,486円増加し、383,818,417円となっている。

2 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、89件、4,685,924円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

県立淡路医療センター

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、166件、16,006,431円（過少計上額を加え、消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったこと等のため、貸倒引当金繰入額が2件、423,608円過少計上となっていた。
- (2) 薬品のたな卸に当たり、集計を誤ったこと等のため、貯蔵品（薬品）が509,895円過少計上となっていた。

3 物品の損傷について

平成30年9月7日にデジタルX線テレビ装置を損傷（損傷額1,404,000円）していた。

県立ひょうごこころの医療センター

1 経営成績について

平成30年度の純損失は、前年度の153,331,359円と比較すると、66,963,452円減少し、86,367,907円となっている。

2 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、75件、15,144,399円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

平成30年度行政財産の使用許可等に伴う光熱水費負担金の調定が遅れたため、その他医業外収益が9件、740,981円過少計上となっていた。

県立こども病院

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、95件、5,488,125円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 予算執行について

（項）医業外収益（目）その他医業外収益で収入すべき1件当たり10万円未満の前年度以前の損益修正10件、62,000円が（項）特別利益（目）過年度損益修正益で収入されていた。

県立がんセンター

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、91件、7,662,176円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 予算執行について

- (1) 窓ガラスの取替修繕であることから収益的支出の（款）病院事業費用で支出すべき20号台風災害復旧工事費1件、1,522,800円が、資本的支出の（款）資本的支出で支出されていた。
- (2) （項）医業外収益（目）その他医業外収益で収入すべき1件当たり10万円未満の過年度学会年会費の重複払いの返還金1件、69,009円が（項）特別利益（目）過年度損益修正益で収入されていた。

3 経理事務について

- (1) 院内保育室に係る利用料金の算定に当たり、児童の年齢区分の適用を誤ったこと等のため、その他医業外収益が25件、102,458円過少計上となっていた。
- (2) 診療に係る未収金のうち、消滅時効期間を経過したものについて貸倒引当金の計上を漏らしたため、貸倒引当金繰入額が15件、588,930円過少計上となっていた。
- (3) 平成30年度から2か年度にわたる図書の年間購読において料金全額を30年度に支出した場合は、購読料を両年度に区分し、それぞれの年度の費用とすべきであるのに、30年度分購読料について令和元年度に費用の先送りを行ったため、30年度図書費が2件、2,687,934円過少計上となっていた。
また、同様の費用の先送りは29年度も行われていた。
- (4) 平成28年度に包括外部監査人から現物を確認することができないと指摘を受けた器械備品11点について除却処分に係る会計手続を2年間以上、行っていなかった。

県立姫路循環器病センター

1 未収金について

平成30年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、62件、6,064,348円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 予算執行について

収益的支出の（款）病院事業費用で支出すべき本館一般系ストレージタンクの改修工事

等3件、5,687,280円が資本的支出の(款)資本的支出で支出されていた。

県立粒子線医療センター

1 経営成績について

平成30年度は、前年度の純利益93,220,762円に対し63,820,506円の純損失となっている。

2 未収金について

粒子線治療料の支払が困難な者に対しその支払に要する資金を貸し付ける粒子線治療資金貸付金の償還期間は10年以内と定められているが、この償還期限が到来しているのに、平成31年3月末現在、未だ償還されていない貸付金が4件、5,066,200円ある。

3 経理事務について

- (1) 工事が完成するまで建設仮勘定を設けて整理すべきである改良工事において、平成31年3月末現在工事が完成していないことから建設仮勘定で計上すべきであるのに建物で計上しているものが2件、1,118,840,741円あった。
- (2) 工事の完済前にその既済部分について代金を支払う場合は、その既済部分に対する代価の10分の9を超えて支払うことができないのに、粒子線治療室エックス線位置決めシステム整備業務契約において、既済部分に対する代価の10分の9を超えて支払っているものが1件、26,496,800円(支払超過額)あった。
- (3) 非常勤嘱託員が勤務時間以外の時間に勤務したときの報酬について、1時間当たりの報酬額の計算を誤ったこと等のため、報酬が26件、59,280円過少支給となっていた。

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

1 経営成績について

平成30年度の純損失は、前年度の226,586,089円と比較すると、418,974,879円増加し、645,560,968円となっている。

2 経理事務について

直接当該科目の支出として経理された消耗備品は、実地たな卸を行い、当該年度の決算整理において残品をたな卸資産として貯蔵品に振り替える必要があるのに、この振替手続を令和元年度(平成31年4月1日付)の処理として行ったため、貯蔵品(消耗備品)が205,240円過少計上となっていた。

(教育委員会関係)

県立美術館

経理事務について

(節) 広告料収入で収入すべき広報誌への広告掲載料3件、225,000円及び(節) 社会教育施設維持協力金で収入すべきキャンパスパートナーに関する協定に基づく協力金3件、755,000円が(節) 雑入で収入されていた。

3 財政的援助団体等

公益財団法人 兵庫県生きがい創造協会

1 予算計上について

平成31年3月28日に理事長専決した30年度収支補正予算における現計予算額は、同月12日に理事会で議決された補正後予算額と一致すべきであるのに、これと相違する額を現計予算額とし、補正額を加減して補正後予算額を算出していた。

2 基金運営について

用途を活力ある長寿社会づくり推進助成事業に限定しているねりんピック記念基金220,000,000円(うち県補助金200,000,000円)の運用利益550,000円のうち、158,321円が協会の一般財源として他事業の財源に充当されていた。

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

収入の促進について

平成30年度末現在における割賦設備償還金等の収入未済は、前回監査を執行した28年度と比較すると152,186,669円減少しているものの、69企業(83件)、303,103,636円である。

兵庫県住宅供給公社

1 収入の促進について

- (1) 平成30年度末現在における公社住宅に係る家賃及び割賦金(分譲住宅入居者償還金、共益費)の収入未済額は、前年度と比較すると18,651,284円減少しているものの、109,529,792円で、うち6か月分以上の滞納は、83人(延べ1,286か月分)、66,753,973円である。
- (2) 平成30年度末現在における賃貸住宅の団地等に設置した駐車場に係る使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると9,480,957円減少しているものの、7,667,847円で、う

ち6か月分以上の滞納は、23人、5,604,532円である。

- (3) 平成30年度末現在における賃貸住宅等の入居者が負担すべき経費の収入未済額は、前年度と比較すると9,155,509円減少しているものの、33,334,476円で、うち過年度分の滞納は、147人、30,805,402円である。

2 県から委託を受けた県営住宅使用料等の収納の促進について

平成30年度（令和元年5月末現在）における県営住宅使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると121,679,502円減少しているものの、122,563,819円で、うち6か月分以上の滞納は、312人（延べ3,269か月分）、80,710,050円である。